主

原判決を破棄する。 本件を釧路地方裁判所北見支部に差し戻す。

理由

本件控訴の趣意は、釧路地方検察庁北見支部検察官池之内顕二作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人藤田和夫作成の答弁書記載のとおりであるから、それぞれこれを引用する。

検察官の所論は、鳥獣から摘出した胎児は鳥獣保護及狩猟に関する法律(以下、「本法」という。)二〇条にいう「鳥獣」に該当しないとして、本件公訴事実中六個につき無罪を言い渡した原判決は法令の解釈適用を誤つたものであるというのである。

これを要するに、本法二〇条の「鳥獣」から摘出された胎児もまた同条にいう「鳥獣」に含まれると解するのが相当であるから、これと異なる解釈をとり、本件公訴事実中六個については訴因の記載自体構成要件該当性を欠くとして右各事実につき無罪を言い渡した原判決は法令の解釈適用を誤つたものであり、かつ右の誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よつて、刑事訴訟法三九七条、三八〇条、四〇〇条本文により原判決を破棄したうえ、本件を原裁判所である釧路地方裁判所北見支部に差し戻すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 斎藤勝雄 裁判官 深谷真也 裁判官 小林充)